文教委員会資料

令和４年５月１６日

子ども未来部子育て応援課

**法改正に伴う児童手当事業の変更点について**

**１　令和４年度６月からの変更点**

**（１）主たる生計維持者の所得が上限限度額を超えた場合は支給対象外**

　　　　　　児童手当法の一部改正に伴い、児童手当法に基づく特例給付対象者のうち、所得の額が一定

以上の者（主たる生計維持者の年収が1,200万円相当以上の者（扶養親族等が３人の場合））

について、令和４年10月支給分（６～９月分）から支給対象外（受給資格が消滅）となる。

**（２）児童手当現況届の届出義務の廃止**

　　　　　毎年提出を求めている現況届について、自治体における情報連携の進展を踏まえ、令和４年

６月より届出義務が原則廃止となる。ただし、住登外ＤＶ案件や無戸籍児童等、公簿のみでは

現況を確認することができない一部の受給者については、引き続き現況届の提出が必要となる。

**２　手当額　（児童１人つき月額）**

　　　①所得制限未満

　　　　０歳から３歳未満・３歳以上小学生終了前（第３子以降）　　　　　１５，０００円

　　　　３歳以上小学生終了前（第１、２子）・中学生 　　　　　　　　　　１０，０００円

　　②所得制限限度額以上　所得上限限度額未満（特例給付）　　　　一律　 ５，０００円

③所得上限限度額以上 令和４年５月まで　　　　 　 一律　 ５，０００円

　　 令和４年６月以降　　　　　　　　 　　　 　　　 ０円

**３　所得制限限度額　所得上限限度額　※扶養親族数には年少扶養も含む**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | | 所得上限限度額【新設】 | |
| 所得額　　　　（万円） | 収入額の目安　　（万円） | 所得額　　　　（万円） | 収入額の目安　　（万円） |
| 0人 | 622 | 833.3 | 858 | 1,071 |
| 1人 | 660 | 875.6 | 896 | 1,124 |
| 2人 | 698 | 917.8 | 934 | 1,162 |
| 3人 | 736 | 960 | 972 | 1,200 |
| 4人 | 774 | 1,002 | 1,010 | 1,238 |
| 5人 | 812 | 1,042 | 1,048 | 1,276 |

※扶養親族等の数が１人増すごとに、所得額に38万円加算

**４　対象児童（見込み）**

　　①所得制限未満 　　　　　　　　　　　　　 　　約３２，０００人

　　②所得制限限度額以上　所得上限限度額未満　　　 約９，５００人

③所得上限限度額以上 　 約１３，０００人

**５　区民への周知**

　　・区の広報紙（5/21号）、ホームページ等に掲載（5/20頃）

・一部の方を除き現況届の提出が不要な旨の通知を約35,000世帯へ送付（5月下旬頃）

　　　・所得上限限度額以上のため児童手当が消滅となった方へ、令和4年10月以降通知を送付